

令和4年度(2022年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

令和4年度(2022年度)に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、工事数量の確定(精算)等によるものです。

令和4年度(2022年度)に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和5年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が令和5年度以降計画的に実施されること、修繕事業や特定更新等工事では工程の見直し等で機構への帰属を令和5年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

道庁名(区間名)	債務引受限度額(計画)(A)	債務引受額(実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント
		令和3年度まで(B)	令和4年度(C)	計(D)=(B)+(C)		
常磐自動車道 鳥の海PA新設事業	1,358	989	336	1,326	△ 31	・差額は、工事数量の確定等による減。
一般国道468号(横浜横須賀道路) 釜利谷JCT～戸塚IC新設事業	486,912	20,399	11,035	31,435	△ 455,476	・差額は、本線事業に要する費用。 ・令和4年度の債務引受額は、機構資産の新設に要した費用。
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路) 茂原長南IC～木更津東IC新設事業	14,926	12,075	2,329	14,404	△ 521	・差額は、工事数量の確定等による減。
関越自動車道上越線 信濃町IC～上越JCT改築事業	87,850	73,193	13,955	87,148	△ 701	・差額は、財産整理等の残事業に要する費用。 ・令和4年度の債務引受額は、附帯工事等の残事業に要した費用。
東関東自動車道千葉富津線 木更津南IC～富津竹岡IC改築事業	33,260	32,384	716	33,101	△ 158	・差額は、工事数量の確定等による減。
日本海沿岸東北自動車道 酒田みなとIC改築事業	1,924	1,238	304	1,543	△ 380	・差額は、工事数量の確定等による減。
東北縦貫自動車道弘前線 平泉スマートIC新設事業	4,308	4,022	168	4,190	△ 117	・差額は、工事数量の確定等による減。
東北縦貫自動車道弘前線 桑折JCT新設事業	7,493	6,617	830	7,447	△ 45	・差額は、工事数量の確定等による減。
東北縦貫自動車道弘前線 菅生スマートIC新設事業	3,308	0	2,734	2,734	△ 573	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和4年度の債務引受額は、菅生スマートIC供用に要した費用。
関越自動車道上越線 甘楽スマートIC新設事業	1,717	0	1,451	1,451	△ 265	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和4年度の債務引受額は、甘楽スマートIC供用に要した費用。
北関東自動車道 出流原スマートIC新設事業	2,067	0	1,619	1,619	△ 447	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和4年度の債務引受額は、出流原スマートIC供用に要した費用。
日本海沿岸東北自動車道 胎内スマートIC新設事業	1,573	0	1,448	1,448	△ 124	・差額は、工事数量の確定等による減。
東北縦貫自動車道 弘前線 蓮田スマートIC新設事業	1,743	0	484	484	△ 1,258	・差額は、蓮田スマートIC下り線事業に要する費用。 ・令和4年度の債務引受額は、蓮田スマートIC上り線の供用に要した費用。
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道) 久喜白岡IC～大栄JCT改築事業	430,634	0	29,087	29,087	△ 401,546	・差額は、4車線化事業に要する費用。 ・令和4年度の債務引受額は、久喜白岡JCT～幸手IC、境古河IC～坂東IC間の4車線化供用に要した費用。
北海道縦貫自動車道函館名寄線等 令和4年度修繕事業	228,322	—	0	0	△ 228,322	
北海道縦貫自動車道函館名寄線等 災害復旧事業	163,627	115,664	0	115,664	△ 47,962	
北海道縦貫自動車道函館名寄線等 令和4年度特定更新等工事	102,468	—	0	0	△ 102,468	

注1) 令和4年度(2022年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。なお、灰色着色行は、令和4年度(2022年度)に完了している新設・改築事業である。

注2) 繰越処理の関係上、計が合わないことがある。

注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和4年度(2022年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和3年度(2021年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。

注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和4年度(2022年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和3年度(2021年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。